

「名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）実施設計監理支援及び工事監理業務委託」に係るプロポーザル説明書に関する質問・回答

No.	頁	項目	質問	回答
1	P 1	2. 参加資格	共同企業体での参加は可能でしょうか。 また、その場合に、必要な書類はあるでしょうか。	共同企業体での受託も可能です。提案書提出時点で実際に共同企業体を組成する必要はありませんが、様式2「業務実施体制」に共同企業体で実施する旨とその構成企業名、役割・担当業務等を記載してください。なお、共同企業体の全ての構成企業は、参加資格を満たす必要があります。
2	P 2	3. 提案を受けた いポイント (1) 業務遂行能力・類似業務実績	類似業務実績は、名古屋市内にある本店、支店又は営業所等の実績と考えてよろしいでしょうか。	名古屋市内の支店等に限定するものではありません。会社としての実績です。
3	P 2	3. 提案を受けた いポイント (1) 業務遂行能力・類似業務実績	類似業務実績とは、建物種別・規模は関係なく、実施設計段階のプロジェクト管理（CM）の実績、または工事監理の実績と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、CM業務と工事監理を一体で行った実績も含まれます。
4	P 2 P 4	3. 提案を受けた いポイント 11. 提案書の評価基準	提案を受けたいポイントの内、（2）業務の実施方針「業務の実施方法」が提案書の評価基準では「実施設計内容のモニタリング方法」と内容表現が異なっております。評価基準を正と考えてよろしいでしょうか。	「3.(2)業務の実施方針」に掲げる事項について、「実施設計内容のモニタリング方法」も含めて、提出書類（5.(1)エ業務の実施方針）に記載のうえ提出いただき、評価にあたっては提出書類をもとに、「11.提案書の評価基準」の項目に沿って評価する趣旨です。
5	—	様式3 類似業務等実績	類似業務実績で「過去10年以内に完了したものに限る」とある「完了」とは、対象建物の竣工ではなく、実施設計監理又は工事監理業務の各々の業務の完了を意味すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

6	—	様式3 類似業務等実績	類似業務実績は、業務の実績1件に対して様式3を1枚使用するのではなく、様式3に複数件表記し、不足する場合は別紙により記載と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。複数の実績を記載するために、様式3の形式で複数ページにわたっても構いません。
7	—	様式3 類似業務等実績	類似業務とは、用途が駐車場の設計・監理業務のことでしょうか、あるいは設計監理支援業務全般のことでしょうか、ご回答ください。	施設用途を駐車場に限定するものではありません。No.3の回答もご参照ください。
8	—	別添 業務概要書 3.業務概要 ○実施設計監理支援	「業者の入札価格についての詳細な数量、単価の妥当性の確認」とは、必要に応じて、業者図面による設計数量ひろい、単価根拠の作成を本業務にて実施し、業者の資料と照合するということでしょうか。あるいは、本業務の範囲内では、設計数量ひろい、単価根拠の作成はしないということでしょうか、ご回答ください。	設計数量・単価については、設計建設請負業者が作成しますので、本業務では、当該作成された内容についての妥当性を検証する業務が主体となります。
9	—	別添 業務概要書 3.業務概要 ○実施設計監理支援	「・設計変更に対する技術的な助言、コスト縮減に向けたVE及びCDの検討」とあります。本業務の対象となる、整備事業は竹中工務店グループに、設計及び建設に関する業務を入札で特定したものと新聞記事にありしたので、設計内容と金額は確定しているものと思われます。そこで、本業務での「VE及びCDの検討」とは、いかなる業務内容となるのでしょうか、お教え願います。たとえば、金額は目標値で合意しているが、設計についてはVE及びCDをこれから考えるということでしょうか。ご回答ください。	今後、実施設計の進捗に合わせて行なわれる設計協議を通じて、又は関係機関調整等を反映した設計変更や物価スライドの適用による契約変更を行う場合に、設計建設業者から提出される設計・変更内容についてその妥当性を検証していただくことになります。また、その際に併せてVE又はCDの可能性についても検討、助言をいただきます。

10	—	別添 業務概要書 3.業務概要 ○工事監理業務	記述されている監理業務の内容については、建築士法上の意図伝達業務と第三者監理を合わせたものと考えられますが、設計・施工を受注した竹中工務店グループの設計者には意図伝達業務を委託しないということでしょうか。ご回答ください。	ご質問の意図伝達業務が、建築士法第 18 条第 2 項に定める発注者への設計内容説明のことであれば、当該業務は落札者グループが行いますので、公社から別途委託することはありません。今回の業務受託者は、受注者の設計内容等についての妥当性を検証していただくことを予定しています。 また、国土交通省の定める設計・施工監理標準業務に定める設計者、施工者間の意図伝達業務ということであれば、今回の金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業は、設計・施工一体発注ですので、落札者グループ内で当該意図伝達業務が行われるため、公社から別途委託することはありません。
----	---	-------------------------------	--	---